

国際裁判管轄法制の整備に当たっての検討課題

第1 人事訴訟事件等の個別事件類型に応じた国際裁判管轄の規律の在り方

- 被告又は相手方の存在する事件類型（典型的には離婚事件）において、①身分関係の当事者である被告又は相手方の住所地を一般的な管轄原因とした上で、原告又は申立人の住所地には一定の要件の下でのみ管轄原因を認め得ると考えるか、それとも、②身分関係の当事者である原告又は申立人の住所地にも一般的な管轄原因を認めるか。

（注） 「身分関係の当事者である」原告（申立人）・被告（相手方）と限定を付すことにより、①身分関係の当事者でない第三者が離婚無効の訴え等を提起する場合や、②身分関係の当事者が死亡して検察官が被告となる場合を含まないことを表している。

1 離婚・婚姻関係事件

（1）離婚関係事件及び婚姻関係事件（人事訴訟法第2条第1号参照）

- 原告又は申立人の住所地を一般的な管轄原因としない場合、最判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁が「原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合」に我が国の裁判管轄権を肯定したことを踏まえると、これを明文化するとすれば、その趣旨をどのように規定することが適切か。
- 国籍や婚姻住所を、単独で又は原告の住所地と組み合わせて、管轄原因とすることは適切か。
- 合意管轄や応訴管轄は認めないとするのでよいか。

（2）財産分与事件（家事事件手続法別表第二の4の項参照）

- 独立の「単位事件類型」を設定した上で、離婚関係事件と同様の規律とするべきか、あるいは、他の規律とすることが合理的か。

（注） 「単位事件類型」とは、国際裁判管轄の規律を設ける単位となる事件類型

であり、準拠法の決定における「単位法律関係」に相当する概念として用いている。

- 財産所在地は独立の管轄原因としないとするのでよいか。

(3) 年金分割事件（家事事件手続法別表第二の15の項参照）

- 規律を設ける必要があるか。

2 親子関係事件

(1) 実親子関係事件（人事訴訟法第2条第2号参照）

- 身分関係の当事者の国籍を独立の管轄原因とすべきか。原告住所地と組み合わせて管轄原因とすることはどうか。
- 合意管轄や応訴管轄は認めないとするのでよいか。
- 身分関係の当事者の一方が死亡している場合に、その死亡時の住所地を管轄原因とすることは適切か。

(2) 養親子関係事件

ア 養子縁組の成立を目的とする審判事件（家事事件手続法別表第一の61の項、63の項参照）

- 養親となるべき者又は養子となるべき者の住所地を管轄原因とすることでよいか。
- 身分関係の当事者の国籍を独立した管轄原因とする必要はないか。

イ 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（人事訴訟法第2条第3号参照）

- 基本的に実親子関係事件と同様の規律とするのでよいか。

ウ 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件（家事事件手続法別表第一の64の項参照）

- 養親又は養子の住所地を管轄原因とすることでよいか。

- 申立人（養子の実父母が申立人となる場合に限る。）の住所地を管轄原因とすることは適切か。

エ 死後離縁を目的とする審判事件（家事事件手続法別表第一の62の項参照）

- 申立人の住所地又は縁組の当事者の一方の死亡時の住所地を管轄原因とすることでよいか。

3 子の監護及び親権関係事件（家事事件手続法別表第一の65の項から69の項まで、132の項、別表第二の3の項[子の監護に関する費用の分担を除く。]、7の項、8の項参照）

- 子の住所地を管轄原因とすることでよいか。
- 子の利益（子の福祉）の観点から、付加的な管轄原因を認めるべきか。
- 併合管轄に関する規定とも関係するが、離婚の附帯処分として子の監護に関する処分がされる場合について、特別の規律をする必要があるか。
- 子の利益の観点から付加的な管轄を認めるとした場合に、その要件を具体的にどのように設定することができるか。
- 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について、財産所在地国を管轄原因とする特別の規律を設ける（独立の「単位事件類型」を設定する）必要があるか。
- 子の特別代理人の選任の審判事件（家事事件手続法別表第一の59の項、65の項参照）及び都道府県の措置についての承認等の審判事件（家事事件手続法別表第一の127の項、128の項参照）については、規定を設けないとするのでよいか。

4 扶養関係事件（家事事件手続法別表第一の84の項、85の項、別表第二の1の項、2の項、3の項[子の監護に関する費用の分担に限る。]、9の項、10の項参照。別表第二の16の項は除く）

- 扶養義務者（扶養義務者が申立人となる場合を除く。）又は扶養権利者の住所地を管轄原因とすることでよいか。
- 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件につき、子の住所地を管轄

原因とする必要はないか。また、この場合に専属管轄とすることは適切か。

5 相続関係事件（家事事件手続法別表第一の86の項から110の項まで、133の項、別表第二の11の項から14の項まで参照）

- 被相続人の住所地を管轄原因とした上で、相続財産の所在地に付加的な管轄原因を認めるか。
- 相続財産の所在地に付加的な管轄原因を認めるとした場合に、中心的財産の所在地に限定するなど財産の多寡を要件とし又は財産の種類を限定することは適切か。
- 遺産分割事件のような相手方のある事件について、合意管轄を認めるか。

6 後見等関係事件

(1) 成年後見等関係事件（家事事件手続法別表第一の1の項から54の項まで参照）

- 後見開始の審判に関する法の適用に関する通則法第5条の規律を踏まえ、本人の住所地、居所地又は国籍を管轄原因とすることでよいか。
- 本人の財産が我が国にあり、当該財産を管理すべき者がいない場合にも、例外的に我が国に管轄権を認める必要があるか。
- 成年後見人等を保護するための措置に関する審判事件につき、我が国で開始の審判がされたことを管轄原因とするか。

(2) 未成年後見関係事件（家事事件手続法別表第一の70の項から83の項まで参照）

- 基本的に成年後見等に関する審判事件と同様の規律とすることでよいか。
- 我が国において未成年後見人選任の審判があったことを管轄原因とすべきか。
- 成年後見等に関する審判事件と別の「単位事件類型」とする必要があるか。

(3) 任意後見関係事件（家事事件手続法別表第一の111の項から121の項まで参照）

- 規律を設ける必要があるか。規律を設けることとした場合には、本人（任意後見契約の委任者）の住所地又は本人の国籍を管轄原因とすることでよいか。

7 失踪宣告・不在者財産管理関係事件

(1) 失踪宣告関係事件（家事事件手続法別表第一の56の項，57の項参照）

- 失踪宣告事件については、法の適用に関する通則法第6条の規律を維持し、不在者が生存したと認められる最後の時点における不在者の住所地又は国籍を原則的な管轄原因としつつ、不在者の財産所在地国等に例外的にその財産等についてのみ管轄権を認めるとすることでよいか。
- 失踪宣告の取消しの審判事件について、日本において失踪の宣告がされた場合のほか、現在又は生存していたと認められる最後の時点における失踪者の住所又は国籍を管轄原因とすることでよいか。
- 外国でされた失踪の宣告について、我が国がその取消しをする場合には、その効力を一部の財産等に限定すべきか。

(2) 不在者財産管理事件（家事事件手続法別表第一の55の項参照）

- 規律を設ける必要があるか。規律を設けることとした場合には、不在者の財産の所在地を管轄原因とすることでよいか。

8 その他の家事事件

(1) 戸籍法に規定する審判事件（家事事件手続法別表第一の122の項から125の項まで参照）

- 規律を設ける必要があるか。規律を設けることとした場合には、本国の専属管轄とすることでよいか。
- 外国人の氏名変更事件について我が国の管轄権を認める必要があるか。

（注）子の氏の変更についての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の60の項）はどのように扱うか。

(2) その他の審判事件

- 規律を設ける必要があるか。

(注) その他の審判事件は、民法、性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律、生活保護法、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、破産法、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律等に規定がある(家事事件手続法別表第一の58の項、121の項、126の項、129の項、130の項、131の項、134の項、別表第二の5の項、6の項、16の項参照)。

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

- 管轄原因の存否については職権で証拠調べができるとすることでよいか。
- 国際裁判管轄の有無は、人事訴訟については訴え提起の時を、家事事件については申立てがあった時又は職権で家事事件手続を開始した時を、標準として判断することでよいか。

1 合意管轄・応訴管轄

- 合意管轄及び応訴管轄を一般的に認める必要はないということによいか。

(注) 個別の事件類型について合意管轄及び応訴管轄が必要である場合には、個別の事件類型の箇所において議論することとする。

2 併合請求(併合申立て)

- 基本的に民事訴訟法第3条の6と同様の規律とすることでよいか。

(注) 離婚関係事件と子の監護に関する処分との関係については、当該事件類型の箇所において議論することとする。

3 反訴

- 日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるということによいか。

4 緊急管轄

- 緊急管轄に関する一般的な規律を設ける必要があるか。
- 規律を設けるとする場合、①外国における手続が不可能又は不相当であること、②事件と我が国との密接関連性、③他の規定で我が国に管轄が認められないことを要件とすることでよいか。その際、①及び②の具体的内容をどのように考えるか。

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

- 他の規定によれば我が国の裁判所に管轄権が認められる場合でも、我が国の裁判所での審理裁判が当事者間の公平を害し又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げる特別の事情があるときは、訴え又は申立てを却下することができるかどうか。
- 特別の事情の有無を判断する際の考慮要素として、民事訴訟法第3条の9に列挙された事項を掲げることによいか。これに加えて、子をはじめとする利害関係人の利益を考慮すべきことを明記するか。

6 訴え（申立て）の競合

- 国際的手続競合に関する規律を設けることについてどのように考えるか。
- 仮に規律を設けることとした場合、競合の効果につき、手続の中止とすべきか、訴え又は申立ての却下とすべきか。また、その効果が生じるための要件として、当該事件の係属している外国裁判所の裁判が承認される見込みであることを必要とするか。

7 家事調停事件（家事事件手続法第244条参照）

- 我が国の裁判所が当該調停事件についての訴訟事件又は家事審判事件の管轄権を有する場合又は相手方の住所が日本国内にある場合に、管轄権を認めるとすることでよいか。
- 合意管轄を認める必要があるか。合意管轄を認める場合には、当該事件と我が国との関連性を必要とするか。

第3 人事訴訟事件等についての外国裁判の承認・執行の規律の在り方

1 外国裁判の承認

- 基本的に民事訴訟法第118条と同様の規定とすることでよいか。
- 人事訴訟事件及び家事事件については、承認の要件として、相互の保証（同条第4号参照）を要求しないとすることができるか。
- 相手方のない類型の家事事件において、送達・応訴の要件（同条第2号参照）は必要とすべきか、必要であるとした場合に、規定としてどのように表現するか。
- 成年後見等関係事件及び養親子関係事件について特別の規律が必要か。

2 外国裁判の執行

- 基本的に民事執行法第24条と同様の規律とすることでよいか。
- 管轄裁判所を地方裁判所とするか、家庭裁判所とするか。
- 執行のための手続を判決手続とするか、決定手続とするか。

第4 その他

- 個別事件類型に応じた規律（上記第1）と一般的な規律（上記第2）とを関連付けながら検討するために、どのような工夫が考えられるか。
- 国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）の整備に関し、他に検討すべき事項はあるか。

以上